

パブリックコメントの対応について

1 実施概要

- (1) 実施期間
令和7年12月15日（月）から令和8年1月6日（火）まで
- (2) 意見提出方法
直接提出、郵便、電子メール、FAX

2 実施結果

- (1) 意見総数
1件
- (2) 意見提出者数（提出方法別内訳）
1人（直接提出0人、郵便0人、電子メール1人、FAX0人）
- (3) 御意見への対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
その他	本プランに関連しない意見・要望	1件	100%

No	パブリックコメントによる意見	御意見に対する本市の考え方	修正の有無
1	<p>居住誘導区域への誘導などがあげられていますが、自宅の事務管理ができていない人（柿木の手入れができていない、ゴミステーションの利用方法が分からないなど）へはどのような啓発活動を行うのでしょうか。自治会への通知だけでは効果が薄いように感じます。クマやイノシシによる人身事故が起こらないよう自宅の草刈り、木の手入れ等の指導による動物と人間の住み分けの対策をお願いします。</p>	<p>「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に基づき、都市計画の基本的方向性を示すものとして定めるものであり、「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法に基づき、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため土地利用や都市機能の誘導、防災に関する指針を位置づける計画であります。</p> <p>御意見内容として「山間部から里山に降りてきているクマやイノシシによる人身被害から守るための指導と、動物の住み分け対策の推進要望」として頂戴しました。有害鳥獣被害対策については、三条市鳥獣被害防止計画に基づくものとしていることから、御意見により計画本文は変更いたしません。</p>	<p>都市計画マスタープラン： 無</p> <p>立地適正化計画： 無</p>